

○津山圏域資源循環施設組合議会処務規程

平成23年8月27日

津山圏域資源循環施設組合議会規則第2号

(目的)

第1条 この規程は、津山圏域資源循環施設組合議会の事務処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(職の設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する第138条第4項の規定により、津山圏域資源循環施設組合議会に書記長及び書記を置く。

(職務)

第3条 書記長は、議長の命を受け、議会に関する事務を掌理する。

2 書記は、書記長の命を受け、議会に関する事務を処理する。

(公印)

第4条 公印の様式、名称、書体、寸法、使用区分、管守者、印材及び個数は、別表のとおりとする。

2 公印の使用及び取扱い等については、津山圏域資源循環施設組合公印規則（平成21年津山圏域資源循環施設組合規則第4号）の規定を準用する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、文書の取扱いについては、津山圏域資源循環施設組合文書管理規程（平成21年津山圏域資源循環施設組合訓令第3号）の規定を準用する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

様式 (別掲)	名称	書体	寸法	使用区分	管守者	印材	個数
1	津山圏域資源循環施設組合議会 議長印	てん書	方ミリ 21	議長名をもってす る公文書	書記長	水牛	1
2	津山圏域資源循環施設組合議会 之印	同上	30	議会名をもってす る公文書	同上	木	1

別掲様式

(1)

津	資	設	会
山	源	組	議
圏	循	合	長
域	環	議	印
	施		

(2)

津	資	施	議
山	源	設	会
圏	循	組	之
域	環	合	印